

家庭内暴力とか子や老人の遺棄とか、生物としての本能を失つたのではないかと思われるような出来事が珍しくなくなつた時代になつてしまつたが、そのような中で、父子関係について最高裁が判断を示した(平成二年六月七日第一小法庭判決一七)。もちろん、この判断はあくまでも父子についての民法の解釈と適用を示したものであるが、結果として、社会的な関心と議論を呼んでいる。

民法は、「妻が婚姻中に懷胎した子は、夫の子と推定する。」(民法七二条)、「婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の中に懷胎したものは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻(同条)と定めており、この二つの推定を合わせて「嫡出の推定」といわれている。「推定」と対をなすものに「みなす」があり、「未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。」(民法七三条)のように使用されている。そして、推定の場合は、推定される事実に反する証拠によつて覆されるが、みなすの場合は、反対の証拠によつてもそれを覆すことができないと説明されるのが一般的である。そ



うであるならば、嫡出の推定の場合にも、夫の子ではないという証拠があれば、それを覆すことができるということになり、判例も、既に夫婦が事实上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかつたことが明らかであるなどの事情が存在する場合には、民法七七二条の推定を受けない嫡出子にあたるから、何時でも親子関係不存在確認の訴えを提起することができるとしている(最高裁昭和二九年五月二九日判決等)。

今回のケースは、婚姻中に懷胎したことは事実であるが、DNA鑑定の結果、九九・九九%の確率で夫以外の特定の男性の子であるとされた二件と、夫の子ではないとされた一件

とされど、夫の子ではないとされた二件について、戸籍上の夫との親子関係の不存在の確認を求めた請求をいずれも認めなかつたものである。その理由について、最高裁は、「夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないものであるが、この問題は、果たして父子関係だけのことなのだろうか。

ず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長しているという事情があつても、子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然になるものではないから、上記の事情が存在するからといって、同条による嫡出の推定が及ばなくなるものとはいはず、親子関係不存在確認の訴えをもつて当該父子関係の存否を争うことはできないものと解するのが相当である。このように解すると、法律上の父子関係が生物学上の父子関係と一致しない場合が生ずることになるが、同条及び七七四条から七七八条までの規定はこのようない一致が生ずることをも容認しているものと解される。」としている。「……と解するのが相当である。」といふのは裁判所の常套句であるが、何故だという問題提起をした者にとつては極めて不満であるものの、要是価値判断の問題であり、それ以外に言いようがないのかも知れない。

ともあれ、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかつたことが明らかだといえない限り、いかにDNA鑑定の結果を振り回しても、法律論としては、嫡出否認の訴え(民法七五条)による以外に父子関係を否定することはできないことになつたのであるが、この問題は、果たして父子関係だけのことなのだろうか。

(弁護士)